

W-38	保温工事	
適用範囲	一般事項 (1)	

1. 一般事項

配管類、機器類の保温は、所定の仕様により保温、断熱を行うものとし、施工の一般事項を下記に示す。

- 1) 保温の厚さは、保温主材の厚さとし、外装及び補助材の厚さは含まないものとする。
- 2) 保温材の相互の間隙は出来る限り少なくし、重ね部の継ぎ目は同一線上を避けて取付ける。
- 3) アルミガラスクロス化粧保温管
ミガラスクロスクラフトペーパー
4) ポリスチレンフォーム保温筒は
5) 鉄線巻きは、原則として、帯状は1本につき、波形保温板の場合
6) テープ巻きその他の重なり幅は
イルムの場合は 1/2 重ね以上)
の上を 2m 間隔に鉄線 2 巻き締め
7) テープ巻きは、配管の下方より
れのある場合には、粘着テープ
8) アルミガラスクロス化粧保温帯
べてアルミガラスクロス粘着テ
ープ巻きとする。
- 9) 金属巻きは、直管部ははぜ掛け
湿箇所は、はんだ付又は：



分除去後、貼り合わせる。筒の継ぎ目はアル
幅) で貼り合わせる。
ヒ粘着テープ 2 回巻きとする。
ッチ以下にらせん巻き締め、筒状材の場合
上 2 巻き締めとする。
犬の場合は 15mm 以上 (ポリエチレンフ
以上とする。防水麻布巻きの場合は、そ
プライマー 2 回塗りを施す。
アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそ
。
ス化粧波形保温板は、合せ目及び継目をす
つき 1 箇所以上アルミガラスクロス粘着テ
又は整形カバーとする。屋外及び屋内の多
する。

留意事項